

第4回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年12月18日
 告示番号 第27号
 会議年月日 令和6年12月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主任主査 加藤 成巳

本日の案件 第4回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後2時1分

議長	<p>本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第4回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 9番 渡邊 克洋 委員、10番 鈴木 清吾 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、加藤 主任主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第8号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>報告第8号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、</p>

専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から9ページの第38号までの38件の届け出であり、専決処分の日は令和6年12月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第8号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

8番
佐藤 和威治 委員
佐藤局長補佐

8番 佐藤 和威治 委員

時効取得について説明がなかったので、内容について教えてください。

20年間占有していたものであり、前所有者からも異論がなかったため時効取得となったものであります。

議 長

その他、ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第8号」の質疑を終わります。

次に、「報告第9号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

10ページをお開き願います。

報告第9号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号及び第2号の2件2筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由につきましては、作業の効率化を図るための一部盛土、育苗ハウス設置のための耕作面の均平となっております。

なお、一関、花泉の各地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第9号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第9号」の質疑を終わります。

次に、「議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

11ページをお開き願います。

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請4件です。

第1号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号と第3号については、いずれの譲渡人も耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

第4号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模を拡大し、周辺農地と一体的に管理するため贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第5号と第6号については、いずれの譲渡人も耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営安定のため農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

13ページをお開き願います。

第7号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が引続き賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第8号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が贈与により新たに農地を取得し、耕作を開始しようとするものです。

14ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第9号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第10号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請4件です。

第11号と第12号については、いずれの譲渡人も耕作管理できない状態にあることから、同一の譲受人が経営規模拡大のため、賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

15ページから16ページにかけての第13号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。

第14号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理で

議 長

きない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第20号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

4番

佐藤 宗雄 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年12月12日、木曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 高橋委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 大越委員、岩渕委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号から第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

13番

及川 治雄 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年12月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、第5号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

24番

藤野 秀一 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年12月11日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 藤野、農地利用最適化推進委員 畠山委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率

<p>議 長</p> <p>17番 藤原 美喜男 委員</p>	<p>的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和6年12月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 岩淵委員、菅原委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。</p> <p>報告内容、第9号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>12番 後藤 修 委員</p>	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和6年12月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員 私 後藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、高橋委員、支所職員 阿部主事で行いました。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告内容、第11号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手満場と認めます。</p>

佐藤局長補佐

よって「議案第 20 号」を可と決めます。

次に、「議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

17 ページをお開き願います。

議案第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、申請人が自宅への進入路を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

なお、本件は追認案件です。

次に、千厩地域に係る申請 1 件です。

第 2 号は、申請人が物置及び駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

以上、2 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 21 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

4 番

佐藤 宗雄 委員

一関地域の農地法第 4 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

24 番

藤野 秀一 委員

千厩地域の農地法第 4 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございます

すので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が物置及び駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第21号」を許可相当と決します。

次に、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

18ページをお開き願います。

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、花泉地域に係る申請4件です。

第1号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

第3号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

議 長

議 長

議 長

議 長

佐藤局長補佐

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

19ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第5号は、譲受人が、貯木場及び木材乾燥場などを整備するため転用申請するものです。事務所については同一事業地内の既存建物を利用するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第7号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、9件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

議 長

説明を終わります。

以上で「議案第 22 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

13番

及川 治雄 委員

最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

太陽光パネルが 3,500 枚近く設置されるので、取付道路についてや雨水による災害等について関係団体と協議していただきたい旨を支所の担当課にお伝えしております。

第 2 号、申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第 3 号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 4 号、申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

10番

鈴木 清吾 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 6 年 12 月 11 日、水曜日、午前 11 時 30 分より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 5 号、申請人が木材乾燥場、貯木場、薪加工場などを整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 6 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

24番
藤野 秀一 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。
千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第8号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
後藤 修 委員

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第22号」を許可相当と決します。

次に、「議案第23号 買受適格証明願に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

21ページをお開き願います。

議案第 23 号 買受適格証明願に対する意見について、内容をご説明いたします。

「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続について」による買受適格証明願の提出があったので、可否の決定を求めるものです。

併せて、当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を提出したときは、許可相当とすることについて意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。

第 1 号は、適格証明願出人が、公売対象土地を取得し、貸しグラウンドゴルフ場を整備しようとするものです。転用目的で農地を取得するものであるため、事前に農地転用の審査を受け、転用の要件を満たしている場合に、買受適格証明が交付され、公売に参加できるものです。

公売対象地の農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 23 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

4 番
佐藤 宗雄 委員

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の買受適格証明現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、買受後、申請人がグラウンドゴルフ場を整備し、真柴まちづくり協議会へ無償貸与する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 23 号 買受適格証明願に対する意見について」を許

議 長
議 長
佐藤局長補佐

可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 23 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 24 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

22 ページをお開き願います。

議案第 24 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

23 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 46 件、所有権移転が 7 件です。

始めに貸借権設定ですが、第 1 号から 29 ページ第 16 号までの 16 件は、一関地域に係る申請です。

第 17 号から 32 ページ第 25 号までの 9 件は、花泉地域に係る申請です。

33 ページをお開き願います。

第 26 号は、大東地域に係る申請です。

第 27 号は、千厩地域に係る申請です。

第 28 号から 35 ページ第 33 号までの 6 件は、室根地域に係る申請です。

36 ページをお開き願います。

第 34 号は、川崎地域に係る申請です。

第 35 号から 40 ページ第 46 号までの 12 件は、藤沢地域に係る申請です。

41 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第 1 号から 42 ページ第 4 号までの 4 件は、花泉地域に係る申請です。

第 5 号は、大東地域に係る申請です。

43 ページをお開き願います。

第 6 号から第 7 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第 24 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、「貸借権設定」第 5 号については、4 番 佐藤 宗雄 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 24 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を「貸借権設定」第 5 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「貸借権設定」第 5 号を除き可と決します。</p> <p>次に、「貸借権設定」第 5 号について審議いたします。</p> <p>佐藤 宗雄 委員は退室願います。</p> <p>(午後 2 時 36 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 24 号」[貸借権設定] 第 5 号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「貸借権設定」第 5 号を可と決します。</p> <p>佐藤 宗雄 委員は入室願います。</p> <p>(午後 2 時 37 分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 宗雄 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 24 号」[貸借権設定] 第 5 号を可と決しました。</p> <p>次に、「議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>44 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。</p>

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

45 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 3 件です。

第 1 号から第 2 号までの 2 件は、川崎地域に係る申請です。

第 3 号は、花泉地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 25 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 25 号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 26 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

46 ページをお開き願います。

議案第 26 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は 3 件で、一関地域、花泉地域、千厩地域各 1 件です。

いずれの案件も、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 26 号」の説明を終わります。

4番
佐藤 宗雄 委員

議 長

13番
及川 治雄 委員

議 長

24番
藤野 秀一 委員

議 長

議 長

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、昭和57年頃から、物置の一部及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、一部は昭和57年頃から畜舎として、一部は平成7年頃から堆肥盤として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は昭和31年頃から宅地への進入路及び物置兼住居の敷地として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第 26 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 26 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 4 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2 時 43 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員